社会福祉法人松阪市社会福祉協議会 嬉野社会福祉センター使用に関する要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、社会福祉法人松阪市社会福祉協議会嬉野社会福祉センター（以下「センター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用の申込み）

第2条　センターを使用しようとする者は、「社会福祉法人松阪市社会福祉協議会嬉野社会福祉センター施設使用許可申請書（様式第1号）」を、使用しようとする日の3か月前から使用前までに提出しなければならない。

2　登録団体は、年間を通じて使用の申込みをすることができる。ただし、年間申込みがあった場合であっても、当会が実施する事業を優先するものとする。

3　年間を通じて使用しようとする者は、構成員名簿を添付した「団体登録書（様式第2号）」を提出しなければならない。

（使用許可）

第3条　前条に基づき使用を許可した場合は、「社会福祉法人松阪市社会福祉協議会社会福祉センター施設使用許可書（様式第3号）」（以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

（使用料）

第4条　使用料は、許可書に基づき支払うものとする。

（遵守事項）

第5条　使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

（1）　使用許可を受けた部屋以外の貸室には立ち入らないこと。

（2）　設備器具等その他工作物以外のものを使用し、若しくは他に移動しないこと

（3）　所定の場所以外で飲食又は火気を使用しないこと

（4）　他人の迷惑となる行為をしないこと

（5）　所定の場所以外で喫煙をしないこと

（6）　使用後は、施設の清掃及び器具の点検等を行うこと

（7）　その他、使用許可に際し付された条件及び係員の指示に従うこと

（損害賠償の責務）

第6条　故意または重大な過失により損害を与えた場合、当該者はその損害を賠償する責任を負う。

2　軽微な過失による場合は、状況に応じて協議のうえ対応を決定する。

3　ボランティア活動中の事故については、原則として協議会が加入する保険の範囲内で対応する。

（補則）

第7条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和8年2月19日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

様式第1号(第2条関係)

社会福祉法人松阪市社会福祉協議会 嬉野社会福祉センター 施設使用許可申請書

年　　月　　日

(宛先)社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会会長

申請者 住　所
団 体 名
代表者名
電話番号(連絡がとれる番号)

社会福祉法人松阪市社会福祉協議会嬉野社会福祉センター施設使用に関する要綱第2条の規定により下記のとおり申請します。

記

<table>
<tr><td>使用日時</td><td colspan="2">年　月　日(　)～
月　日(　)</td><td>時　分～　時　分
※準備片付けを含む時間帯</td></tr>
<tr><td>使用施設</td><td colspan="3">1階　□集会室　□多目的室(　　)　□談話室
2階　□研修室　□相談室(　　)　□会議室　□調理室
□その他(　　)</td></tr>
<tr><td>使用者の区分</td><td colspan="2"></td><td rowspan="3">使用人数
人

駐車台数
台</td></tr>
<tr><td>責任者又は氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>使用目的</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>利用料減免</td><td colspan="3">以下の理由により使用料の減免を申請します。
□ 本会の主催
□ 本会の共催
□ その他(　　)</td></tr>
</table>

※裏面の注意事項をご確認ください。

以下、確認欄となります。

<table>
<tr><td rowspan="2">決裁</td><td>支所長</td><td></td><td></td><td>許可年月日</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

（裏面）

嬉野社会福祉センター貸館使用についての注意事項

1　使用の申込み

　嬉野社会福祉センター施設使用許可申請書（様式第1号）は、使用しようとする日の三箇月前から使用前までにご提出ください。

2　使用料　1時間/円（税込み）

区分	1階			2階			
	集会室	多目的室	談話室	研修室	会議室	相談室	調理室
使用料	1,000	800	500	800	600	400	800
冷暖房費	500	400	250	400	300	200	400
放送設備等一式　500							

3　遵守事項

使用される方は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）　使用許可を受けた部屋以外の貸室には立ち入らないこと。
（2）　設備器具等その他工作物以外のものを使用し、若しくは他に移動しないこと
（3）　所定の場所以外で飲食又は火気を使用しないこと
（4）　他人の迷惑となる行為をしないこと
（5）　所定の場所以外で喫煙をしないこと
（6）　使用後は、施設の清掃及び器具の点検等を行うこと
（7）　その他、使用許可に際し付された条件及び係員の指示に従うこと

4　お願い

（1）　当センターで行われる行事や地域の福祉事業への協力をお願いします。
（2）ゴミ箱は設置しておりませんので、持ち込まれたゴミは、必ずお持ち帰りください。

様式第2号(第2条関係)

社会福祉法人松阪市社会福祉協議会嬉野社会福祉センター施設使用団体登録用紙

(宛先)社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会会長

社会福祉法人松阪市社会福祉協議会嬉野社会福祉センター施設使用に関する要綱第2条の規定により下記のとおり、名簿を提出します。

団体名				
責任者又は氏名				
団体の活動目的				
構成員名簿 ※団体が使用している名簿の添付可				

※災害時の避難、救急搬送など緊急時に対応できるよう、構成員の住所、連絡先の確認、家族と連絡がとれる体制を整えておいてください。

様式第３号(第３条関係)

社会福祉法人松阪市社会福祉協議会嬉野社会福祉センター施設使用許可書

年　　月　　日

申請者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会会長

年　　月　　日付で申請のあった嬉野社会福祉センター施設使用を、下記のとおり許可します。

記

<table>
<tr><td>使用日時</td><td colspan="2">年　　月　　日(　)～
月　　日(　)</td><td>時　　分～　　時　　分
※準備片付けを含む時間帯</td></tr>
<tr><td>使用施設</td><td colspan="3">1階　□集会室　□多目的室(　　)　□談話室
2階　□研修室　□相談室(　　)　□会議室　□調理室
□その他(　　)</td></tr>
<tr><td>使用者</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">使用人数
人
駐車台数
台</td></tr>
<tr><td>責任者又は氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">利用料</td><td colspan="3">円　□減免(　□免除　□5割減　)
以下の理由により使用料を減免します。
□　本会の主催
□　本会の共催
□　その他(　　)</td></tr>
<tr><td>支払い期限</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>使用条件</td><td colspan="3">※当会の事業等により施設の使用が困難となった場合には、使用許可後であっても日程の変更をお願いすることがあります。</td></tr>
</table>

※使用に際しては、裏面の注意事項をご確認してください。

（裏面）

嬉野社会福祉センター貸館使用についての注意事項

1　使用料の支払い

使用料は、許可書に基づきお支払いください。

2　使用料　1時間/円(税込み)

区分	1階			2階			
	集会室	多目的室	談話室	研修室	会議室	相談室	調理室
使用料	1,000	800	500	800	600	400	800
冷暖房費	500	400	250	400	300	200	400
放送設備等一式　500							

3　遵守事項

使用される方は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 使用許可を受けた部屋以外の貸室には立ち入らないこと。
（2） 設備器具等その他工作物以外のものを使用し、若しくは他に移動しないこと
（3） 所定の場所以外で飲食又は火気を使用しないこと
（4） 他人の迷惑となる行為をしないこと
（5） 所定の場所以外で喫煙をしないこと
（6） 使用後は、施設の清掃及び器具の点検等を行うこと
（7） その他、使用許可に際し付された条件及び係員の指示に従うこと

4　お願い

（1） 当センターで行われる行事や地域の福祉事業への協力をお願いします。
（2）ゴミ箱は設置しておりませんので、持ち込まれたゴミは、必ずお持ち帰りください。